

ウィンターリーグ参加規約

本規約（以下「本規約」と言います。）には、株式会社ジャパンリーグが運営する「ジャパンウィンターリーグ」（以下「ウィンターリーグ」と言います。）への参加条件及び当社と選手皆様との間の権利義務関係が定められています。ウィンターリーグへの参加に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1条（適用）

1. 本規約は、ウィンターリーグの参加条件及びウィンターリーグの参加に関する当社と参加選手との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当社と参加選手との間のウィンターリーグに関わる一切の關係に適用されます。
2. 当社が当社ウェブサイト上で掲載するウィンターリーグへの参加に関するルール（<https://www.japanleague.co.jp/>）は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の内容と、前項のルールその他の本規約外におけるウィンターリーグの説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「ウィンターリーグ参加契約」とは、本規約を契約条件として当社と選手の間で締結される、ウィンターリーグの参加契約を意味します。
- (2) 「当社」とは、株式会社ジャパンリーグを意味します。
- (3) 「当社ウェブサイト」とは、そのドメインが「<https://www.japanleague.co.jp/>」である、当社が運営するウェブサイト（理由の如何を問わず、当社のウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）を意味します。
- (4) 「参加選手」とは、第4条（登録）に基づいてウィンターリーグの参加選手としての登録がなされた個人を意味します。
- (5) 「ウィンターリーグ」とは、当社が運営する「ジャパンウィンターリーグ」という名称のトライアウトリーグ（理由の如何を問わず名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のものを含みます。）を意味します。

第3条（参加条件）

ウィンターリーグへの参加条件は以下に定めるものとします。

- (1) 高等学校野球部所属選手の場合
 - ・ 公益財団法人日本高等学校野球連盟に所属している選手は参加できないものとする
- (2) 大学野球部所属選手の場合
 - ・ 公益財団法人全日本大学野球連盟が所属している選手は参加できないものとする
- (3) 社会人野球部所属選手の場合
 - ・ 所属している部、チームの代表者がウィンターリーグへの参加を許可していること
- (4) 過去に社会人野球部に所属していた選手の場合
 - ・ 所属していた社会人野球部、チームを退団したことを証明する書類を提出できること

(5) 15歳上の学生の場合

- ・（未成年の場合）法定代理人の署名又は記名・押印がされた同意書等が提出できること

第4条（登録）

1. ジャパンウィンターリーグへの参加を希望する者（以下「参加希望者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下「登録事項」といいます。）を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、ウィンターリーグへの参加の登録を申請することができます。
2. 当社は、当社の基準に従って、第1項に基づいて登録申請を行った登録希望者（以下「登録申請者」といいます。）の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を登録申請者に通知します。登録申請者の参加選手としての登録は、第7条1項に定める参加費の支払いが完了した後、当社がその通知を行ったことをもって完了したものとします。
3. 前項に定める登録の完了時に、サービス参加契約が参加選手と当社間に成立し、選手参加選手はジャパンウィンターリーグを本規約に従い参加することができますようになります。
4. 当社は、登録申請者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録及び再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。
 - (1) 当社に提供した登録事項の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
 - (3) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているとして当社が判断した場合
 - (4) 過去当社との契約に違反した者又はその関係者であると当社が判断した場合
 - (5) 第3条に定める参加条件を満たしていないと当社が判断した場合
 - (6) その他、登録を適当でないと当社が判断した場合

第5条（登録事項の変更）

参加選手は、登録事項に変更があった場合、当社の定める方法により当該変更事項を遅滞なく当社に通知するものとします。

第6条（野球活動）

参加選手は、本契約期間中、当社が指定するトレーニング、野球試合に参稼しなければなりません。

第7条（料金及び支払方法）

1. 参加選手は、ジャパンウィンターリーグ参加の対価として、別途当社が定め、当社より個別に通知する参加費を、当該通知に記載された期日までに、当社が指定する支払方法により当社に支払うものとし、この支払い完了をもって第4条2項に定める登録が完了するものとします。
2. 参加選手が参加費の支払いを遅滞した場合、参加選手は年3%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

3. 当社は、参加選手が第1項の支払いを完了した後は、参加選手の都合による不参加のほか、天候、地震、落雷、火災、風水害、停電、感染症、天災地変などの不可抗力によりウィンターリーグにおける試合数が確保できず、減少したとしても、参加費の返還には一切応じることができません。

第8条（用具）

当社は、野球試合及びトレーニングに要する野球用具のうち、ボール、ユニホーム（上着のみ）、帽子のみを負担し、ユニホーム（上着のみ）、帽子、ヘルメットを貸与します。参加選手は、その他の必要な全ての用具（ユニホームパンツ、靴下、キャッチャー用具、バット、手袋等を含むがこれに限られない。）を自弁するものとします。

第9条（費用負担）

当社は、ウィンターリーグ期間中における交通費（那覇空港から宿泊先、宿泊先から球場までに限る。）、昼食費、宿泊費（当社が指定した宿泊先に限る。）を負担します。那覇空港から宿泊先までの移動に関して、ウィンターリーグが指定する集合時間に間に合わない場合は参加選手の自己負担で移動するものとする。

なお、その他の費用については、名目如何を問わず負担しません。

第10条（治療費）

当社は、参加選手がトレーニング、試合に直接起因する傷害又は疾病に罹り医師の治療を有する場合でも、その費用を負担しません。参加選手自らの負担となります。

第11条（プロ野球球団との契約）

参加選手は、参加選手が本契約期間中又は本契約終了後6か月以内に、国内外を問わないプロフェッショナル球団、及び社会人野球球団と契約を締結した場合、以下の割合に従い、その報酬の一部を当社に対し支払うものとします。

- （1）初年度 契約金及び報酬の20%
- （2）2年目 契約金及び報酬の10%

第12条（健康診断）

参加選手は、野球活動を妨げ、又は害するような肉体的又は精神的欠陥を持たないことを表明し、当社の求めに応じ健康診断書を提出することに同意するものとします。

第13条（写真と出演）

1. 参加選手は、当社又はマスメディア等により、写真、映画、テレビジョンに撮影されることに予め同意したものとします。
2. 参加選手は、当社が当社又はウィンターリーグの宣伝目的のためにいかなる方法で写真、動画等を利用しても、異議を申し立てないことを予め同意したものとします。

第14条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から2026年12月末日までとします。

第 15 条（禁止事項）

参加選手は、ウィンターリーグの参加にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当すると当社が判断する行為をしてはなりません。

- (1) 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- (2) 当社、ウィンターリーグの他の参加選手又はその他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) ウィンターリーグの開催、運営を妨害するおそれのある行為
- (5) 第三者に成りすます行為
- (6) 当社が事前に許諾しないウィンターリーグの宣伝、広告、勧誘、又は営業行為
- (7) 当社、ウィンターリーグの他の参加選手又はその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (8) 反社会的勢力等への利益供与
- (9) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
- (10) 前各号の行為を試みること
- (11) その他、当社が不適切と判断する行為

第 16 条（ウィンターリーグの停止等）

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、参加選手に事前に通知することなく、ウィンターリーグの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとします。

- (1) 地震、落雷、火災、風水害、停電、感染症、天災地変などの不可抗力によりウィンターリーグの開催、運営ができなくなった場合
- (2) その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合

第 17 条（登録抹消等）

1. 当社は、参加選手が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該参加選手についてウィンターリーグの参加を一時的に停止することができます。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- (3) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
- (4) ウィンターリーグの参加がない場合
- (5) 当社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して 30 日間以上応答がない場合
- (6) 第 4 条第 4 項各号に該当する場合
- (7) その他、当社がウィンターリーグの参加又は参加選手としての登録の継続を適当でないと判断した場合

2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、参加選手は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。

第18条（退会）

1. 参加選手は、当社所定の手続の完了により、ウィンターリーグから退会し、自己の参加選手としての登録を抹消することができます。
2. 退会にあたり、当社に対して負っている債務が有る場合は、参加選手は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。

第19条（解除）

当社は、参加選手が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、事前に通知又は催告することなく、本契約等の全部又は一部を解除することができます。

- (1) 本規約に定める条項につき重大な違反があった場合
- (2) 刑法上の犯罪行為、その他法令・公序良俗に反する行為が認められた場合
- (3) 信頼を著しく損なうような背信的行為があった場合
- (4) その他、本契約等を継続し難い重大な事由が生じた場合

第20条（ウィンターリーグの内容の変更、終了）

1. 当社は、当社の都合により、ウィンターリーグの内容を変更し、又は提供を終了することができます。
2. 当社がウィンターリーグを終了する場合、当社は参加選手に事前に通知するものとします。

第21条（保証の否認及び免責）

1. 当社は、ウィンターリーグが参加選手の特定の目的に適合すること、期待する効果・商品的価値・正確性・有用性を有すること、参加選手によるウィンターリーグの参加が参加選手に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、継続的に参加できること、及び不具合が生じないことについて、明示又は黙示を問わず何ら保証するものではありません。
2. 当社は、参加選手の試合への出場機会を確保することを保証するものではありません。参加選手は、当該参加選手の技能、能力、試合展開によって、試合への出場機会が変わることに予め同意したものとします。
3. 参加選手は、天候、地震、落雷、火災、風水害、停電、感染症、天災地変などの不可抗力により試合数に変更されることに予め同意したものとします。
4. 当社は、ウィンターリーグに関して参加選手が被った損害（怪我等を含む。）につき、当社に故意又は重過失がない限り、一切賠償する責任を負わないものとします。なお、当社が賠償する責任を負う場合でも、参加選手が当社に対して支払った金額を超えて賠償する責任を負わないものとします。
5. 参加選手と他の参加選手又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、当社は一切責任を負わないものとし、参加選手が自己の責任によって解決するものとします。

第22条（秘密保持）

参加選手は、ウィンターリーグに関連して当社が参加選手に対して秘密に取扱うことを求めて開示した非公知の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取扱うものとします。

第23条（参加者情報の取扱い）

1. 当社による参加選手の参加者情報の取扱いについては、別添の当社プライバシーポリシーの定めによるものとし、参加選手はこのプライバシーポリシーに従って当社が参加選手の参加者情報を取扱うことについて同意するものとし、
2. 当社は、参加選手が当社に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、参加及び公開することができるものとし、参加選手はこれに異議を唱えないものとし、
3. 参加選手は、ウィンターリーグに関し取材に来たマスメディアに対し、参加選手の氏名、出身校、出身等の情報を開示、提供することに予め同意するものとし、

第24条（本規約等の変更）

当社は、当社が必要と認めた場合は、本規約を変更できるものとし、本規約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期及び内容を当社ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、又は参加選手に通知します。但し、法令上参加選手の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で参加選手の同意を得るものとし、

第25条（連絡／通知）

1. ウィンターリーグに関する問い合わせその他参加選手から当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社から参加選手に対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとし、
2. 当社が登録事項に含まれるメールアドレスその他の連絡先に連絡又は通知を行った場合、参加選手は当該連絡又は通知を受領したものとみなします。

第26条（サービス参加契約上の地位の譲渡等）

1. 参加選手は、当社の書面による事前の承諾なく、参加契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社はウィンターリーグにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い参加契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに参加選手の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、参加選手は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとし、

第27条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとし、

第28条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本規約及びウィンターリーグ参加契約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約又はウィンターリーグ参加契約に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【2026年5月1日改訂】